

九頭竜浄水施設更新事業

基本協定書（案）

令和9年1月

福井市上下水道局

九頭竜浄水施設更新事業

基本協定書

福井市（以下「発注者」という。）が九頭竜浄水施設更新事業（以下「本事業」という。）に係る新浄水施設（以下「本施設」という。）の設計・工事業務（以下「本件業務」という。）の一括発注に関し、発注者と【 】（以下「代表企業」という。）並びに【●、●及び●】（以下、代表企業と併せて、個別に又は総称して「構成企業」という。）で構成される、本事業の落札者である【 】（以下「受注者」という。）とは、次の条項により基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお、本協定において使用される用語は、本協定に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、入札説明書（本件業務に関して発注者が令和8年4月13日付で公表したもの。以下同じ。）において定義された意味を有する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、受注者が落札者として決定されたことを確認し、本件業務の基本事項を定めた基本契約（以下「基本契約」という。）の締結及び本件業務に係る設計・工事請負契約（以下「設計・工事請負契約」という。）の締結に向けて、発注者及び受注者双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

（解釈等）

第2条 発注者及び受注者は、本協定と共に、入札説明書、要求水準書（本件業務に関して発注者が令和8年4月13日付で公表したもの。以下同じ。）及びこれらに係る質問回答書（発注者が[令和8年6月●日]で公表したもの。以下同じ。）並びに技術的対話の質問回答書（発注者が[令和8年9月●日付]で公表したもの。以下同じ。）（以下総称し「要求水準書等」という。）、並びに提案書に定める事項が適用されることを確認する。

2 本協定、要求水準書等と提案書との間に齟齬がある場合、本協定、入札説明書（これに係る質問回答書及び技術的対話の質問回答書を含む。）、要求水準書（これに係る質問回答書及び技術的対話の質問回答書を含む。）、提案書の順にその解釈が優先する。また、当該各文書につき、同一文書内で記載に齟齬がある場合には、発注者の解釈に従うものとする。ただし、提案書の内容が要求水準書等で示された水準を超えている場合には、当該部分については、提案書が要求水準書等に優先する。

（連帯債務）

第3条 構成企業は、本協定に基づく受注者及び各構成企業の責任及び債務を、連帯して負担するものとする。この場合、発注者が連帯債務者の1人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとする。また、連帯

債務者の1人が発注者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したとしても、民法第439条第1項の規定にかかわらず、当該債権は、当該相殺を援用した連帯債務者の利益のためにのみ消滅するものとし、他の連帯債務者は、民法第439条第2項に基づく履行拒絶権は有しないものとする。

(共同企業体の組成)

第4条 本協定締結時点の本件共同企業体を構成する構成企業は別紙に記載のとおりであることを確認する。

2 発注者及び受注者は、構成企業が、本件共同企業体から脱退する場合又は本件共同企業体に新たな構成員（構成企業を含む。）を追加する場合は、発注者の事前の書面による承諾を得て行うものとし、発注者の事前の書面による承諾なく、脱退又は追加できないことを確認する。

(基本契約の締結等)

第5条 構成企業は、入札説明書に基づき、発注者との間で基本契約を締結するものとする。また、発注者及び受注者は、本協定、要求水準書等の条件及び受注者が発注者に提出した提案書に基づき、基本契約の締結に向けて、それぞれ誠実に協議するものとし、可及的速やかな基本契約の締結に向けて、それぞれ最大限の努力をするものとし、入札説明書で定められるプロポーザル審査委員会が受注者の提案書類に対して示した要望、指摘等を実現するよう最大限努めるものとする。

2 基本契約の本契約としての成立前において、受注者のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、受注者のうち次の各号のいずれかの事由に該当した者及び構成企業は、受注者の本事業についての入札価格の10分の1に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帯して負担するものとし、発注者の請求があり次第、当該違約金を発注者に直ちに支払うものとする。この場合、発注者が連帯債務者の1人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者、民法に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとする。また、連帯債務者の1人が発注者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したとしても第439条第1項の規定にかかわらず、当該債権は、当該相殺を援用した連帯債務者の利益のためにのみ消滅するものとし、他の連帯債務者は、民法第439条第2項に基づく履行拒絶権は有しないものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより発注者が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

(1) 正当な理由なく、基本契約締結に向けた発注者との協議に着手しないとき。

(2) 受注者の自らの都合により基本契約を締結しないことを申し出たとき。

3 基本契約の締結前に、本事業の入札手続きに関して、次の各号のいずれかの事由が発生した場合、発注者は、本協定を解除し、かつ基本契約及び設計・工事請負契約を成立させないことができるものとし、受注者のうち次の各号のいずれかの事由に該当した者及び構成企業は、受注者の本事業についての入札価格の10分の1に相当する金額の違約金を発注者に支払う義務を連帯して負担するものとし、発注者の請求があり次第、当該違約金を発注者に直ちに支払うものとする。この場合、発注者が連帯債務者の1人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとする。また、連帯債務者の1人が発注者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したとしても、民法第439条第1項の規定にかかわらず、当該債権は、当該相殺を援用した連帯債務者の利益のためにのみ消滅するものとし、他の連帯債務者は、民法第439条第2項に基づく履行拒絶権は有しないものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより発注者が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が損害賠償の請求を行うことを妨げないものとし、受注者を構成する各当事者は、発注者に対して連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負うものとする。

- (1) 構成企業のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は構成企業のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下構成企業と総称して「受注者等」という。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該企業に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定した場合（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。以下「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本協定に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）

- に入札が行われたものであり、かつ、本事業が当該取引分野に該当するものである場合
- (4) 構成企業のいずれか又はその代表者、役員若しくは使用人について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条又は第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑が確定した場合
 - (5) 構成企業のいずれか又はその代表者、役員等（会社法第 423 条第 1 項にいう役員等をいう。以下同じ。）若しくは使用人について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の刑が確定した場合
 - (6) 構成企業のいずれかの役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる場合
 - (7) 構成企業のいずれかについて、暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (8) 構成企業のいずれかの役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等を行ったと認められる場合
 - (9) 構成企業のいずれかの役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
 - (10) 構成企業のいずれかの役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (11) 構成企業のいずれかが、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第 6 号から第 10 号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる場合
 - (12) 構成企業のいずれかが、第 6 号から第 10 号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかった場合
 - (13) 構成企業のいずれかが、本事業の落札者決定までの期間において、入札説明書で定められるプロポーザル審査委員会の委員等の本事業の入札手続き関係者と不正な接触等を行っていたことが発覚した場合

(14) 構成企業のいずれかが、本協定の締結日から基本契約及び設計・工事請負契約のいずれもが成立するまでの期間において、営業停止又は営業許可取消し等の処分を受けた場合

4 発注者及び受注者は、本協定締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

(準備行為等)

第6条 基本契約締結前であっても、受注者は、自己の責任と費用において本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとする。

(基本契約不調の場合の処理)

第7条 第5条第2項及び第3項に定める場合、又は各当事者の責めに帰すべき事由による場合を除き、事由のいかんを問わず、基本契約又は設計・工事請負契約の締結に至らなかった場合は、既に各当事者が本事業の準備に関して支出した費用については、各当事者の負担とする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から基本契約及び設計・工事請負契約のいずれもが成立したときまでとする。ただし、本協定の終了後も、第5条（第1項を除く。）、前条、第10条、第11条及び第12条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(本協定上の権利義務の処分の禁止)

第9条 各当事者は、他の当事者の事前の書面による承諾なく本協定により生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位につき、第三者に対する譲渡若しくは承継、担保提供又はその他の方法により処分をしてはならない。

(秘密保持義務)

第10条 発注者及び構成企業は、本協定に関連して相手方から受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の規定に含まれないものとする。

- (1) 基本契約、設計・工事請負契約、その他の本事業に関連して締結される契約において公表、開示等することができることと規定されている情報
- (2) 開示の時に公知である情報
- (3) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

- (4) 相手方に対する開示の後に、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (5) 発注者及び構成企業が、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 本条第1項の定めにかかわらず、発注者及び構成企業は、次の場合には相手方の事前の書面による承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、情報を開示することができる。但し、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 福井市情報公開条例（平成8年12月25日 条例第29号）等の法令に従い開示が要求される場合
 - (3) 裁判所等の権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 発注者又は受注者との間で守秘義務契約を締結した、発注者の本事業に係る発注者支援業務受託者（当該発注者支援業務受託者からの再委託先も含む。）及び本事業に関する発注者又は受注者からのその他の業務受託者に開示する場合
 - (5) 本事業の実施に必要な範囲で、発注者の関係機関及び関係者に開示する場合

（個人情報の保護）

第11条 構成企業は、本協定の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び福井市個人情報保護条例（平成14年10月1日 条例第25号）の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から当該構成企業が作成又は取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本協定の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 発注者の指示又は事前の書面による承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写、又は複製してはならない。
- (4) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者との間で行うものとする。

- (5) 本事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (6) 個人情報の適正な管理を行うために管理責任者を置かなければならない。
- (7) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずる恐れがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (8) 自らの責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は毀損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者のうち当該発注者又は第三者に損害を与えた者は損害賠償の責任を負うものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 12 条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する紛争は、福井市に所在する裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 13 条 本協定に定めのない事項については、発注者及び受注者が別途協議して定める。

(以下余白)

本協定の締結を証するため、この基本協定を2通作成し、発注者及び受注者がそれぞれ記名押印の上、発注者及び代表企業が原本各1通を保有し、他の構成企業は写しを保有する。

【●年●月●日】

発注者： 福井県福井市大手3丁目13番1号
福井市
福井市上下水道事業管理者 塚谷 朋美 印

受注者：【 】
代表企業
住所[住所]
氏名[名称／代表者氏名] 印

構成企業
住所[住所]
氏名[名称／代表者氏名] 印

構成企業
住所[住所]
氏名[名称／代表者氏名] 印

構成企業
住所[住所]
氏名[名称／代表者氏名] 印

構成企業
住所[住所]
氏名[名称／代表者氏名] 印

別紙

本件共同企業体の構成企業

本件共同企業体の名称：●●

分担業務	名称（構成企業）
土木・建築工事（市内又は準市内）	
土木又は建築工事（市内）	
機械工事	
機械工事（市内）	
管工事（市内）	